

緊急保証制度に対応した制度融資です。

セーフティ緊急融資

融資対象となる方

＝ 次の全てに該当する中小企業者を対象としています ＝

中小企業信用保険法第2条第4項第5号の規定に基づき、市町村長の認定（1）を受けている。信用保証対象業種を営んでいること。

申込の日以前1年以上引き続き県内に事業所を有し、かつ同一業種を営んでいる。

（県外から移転し、申込日において県内のみならず事業所を有しているものについては、県外での実績を含めて同一事業を引き続き1年以上行っていれば良い。）

開業に許可、認可、登録等を必要とする業種の場合は、許認可等を取得していること。事業税を滞納していない。

信用保証協会の保証を受けて金融機関からの融資を受けている場合は、金融機関に対する償還に延滞がなく、かつ、信用保証協会の代位弁済による求償債務を負担していないこと。

信用保証協会の保証残高が、埼玉県信用保証協会の保証限度額未満であること。

手形交換所取引停止処分中でないこと。

- 1 経済産業大臣が指定した、全国的に業況の悪化している業種に属する場合、以下のいずれかの要件を満たす中小企業者は上尾市商工課にて認定書を受ける事ができます。

認定要件及び受付場所

《認定要件》 いずれかに該当する企業

- （イ）指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の平均売上高が前年同期比マイナス3%以上の中小企業者。
- （ロ）指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。
- （ハ）指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間（算出困難な場合は直近決算期）の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期比マイナス3%以上の中小企業者。
- （ニ）指定業種に属する事業を行っており、新型インフルエンザの発生に起因して、その事業に係る影響を受けた後、最近1か月間の売上高などが前年同月比マイナス3%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高などが前年同期比マイナス3%以上の中小企業者。
- （ホ）指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の平均売上高などが2年前同期比マイナス3%以上の中小企業者。

《認定書申請時に必要な書類》

申請書2部、法人の場合は商業登記簿謄本コピー及び確定申告書・決算書のコピー、個人の場合は確定申告書のコピー（青色申告の場合は決算書も添付）

申請書は上尾市のホームページからダウンロードできます。

（要件がイの場合）今期と前期の月々の売上高がわかる資料（試算表）

（要件がロの場合）今期と前期の月々の売上高・仕入単価・最新の売上原価がわかる資料（試算表）

（要件がハの場合）最近3ヶ月間と前年同期の売上高合計及び利益額合計がわかる資料（試算表）

（要件がニの場合）最近1ヶ月及び前年同月以降3ヶ月の売上高がわかる資料（試算表）

（要件がホの場合）今期と2年前の月々の売上高がわかる資料（試算表）

許認可の必要な業種の場合は、許認可のコピー

本人以外の方が申請する場合には、委任状をお持ちください

中小企業信用保険法に基づく市町村長の認定要件についての問合せ申込みは、上尾市環境経済部商工課にお問い合わせください。

上尾市環境経済部商工課

所在地：上尾市谷津2-1-50 上尾市プラザ22内

電話：048-777-4441

融資については金融機関及び信用保証協会の審査により決定されますので、申込要件を満たしても御希望に添えない場合もあります。

融 資 条 件

	運 転 資 金
限 度 額 (10 万円単位)	5 , 0 0 0 万円
利 率	年 1 . 3 % 以内
期 間 ・ 償 還 方 法	7 年 以 内 (2 年 以 内 据 置 元 金 均 等 月 賦 償 還)
担 保	原 則 不 要
保 証 人	個人：原則として不要 法人：代表者を連帯保証人とし、原則として代表者以外の連帯保証人は不要
信用保証	付する(保証料 年 0 . 8 % 以内)

運転資金 売上の減少等により必要となった運転資金

ただし、借入金の返済、税金の支払いにあてる資金、設備資金 等は融資対象になりません。

制度融資申込場所

上尾商工会議所で随時受け付けております。 必要書類を全て揃えてお申込ください

必 要 書 類	必要部数	配布場所	チェック欄
制度資金申込書	3 部 (1 組)	商工会議所	
事業税の納税証明書 (法定業種以外を営むものについては、県民税及び市町村民税の納税証明書)	原本 1 部 写し 1 部	県税事務所	
最新 2 期分の決算書 (2 期目の決算又は確定申告が終了していない方は 1 期分) (1) 法人の場合 決算書の写し (2) 個人の場合 決算書及び所得税の確定申告書の写し (白色申告の場合は所得税の確定申告書の写し)	写し 2 部		
許認可書・登録書等の写し (必要な業種の場合)	写し 2 部		
市町村長の発行する認定書	原本 1 部 写し 1 部	上尾市商工課	
印鑑証明書 法人の場合、代表者個人分も必要 既に申込金融機関に印鑑証明書を提出している場合は、原本提出を省略できる場合もあります。金融機関に確認してください。	原本 1 部 写し 1 部	上尾法務局 (個人事業主は市役所)	
商業登記簿謄本 (法人の場合)	原本 1 部 写し 1 部	上尾法務局	
個人情報保護法に係る同意書	原本 1 部		
信用保証協会必要書類 (詳細は申込金融機関にご確認ください)		金融機関	

取扱金融機関

銀行・信用金庫・信用組合・商工組合中央金庫の、原則県内にある本支店で取り扱っています。

問い合わせ先

上尾商工会議所 中小企業相談所 (773) 3111

彩の国
埼玉県



埼玉県のマスコット
コバトン